［条を削る。］

第四款　交通局

第三十三条～第三十七条　［略］

第五款　警備局

第三十八条～第四十六条　［略］

第六款　サイバー警察局

（重大サイバー事案対策企画官）

第四十七条　サイバー警察局サイバー企画課に、重大サイバー事案対策企画官一人を置く。

2　重大サイバー事案対策企画官は、命を受け、令第四十五条第一号に掲げる事務のうち重大サイバー事案の対策に関する重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

（サイバー事案防止対策室）

第四十八条　サイバー警察局サイバー企画課に、サイバー事案防止対策室を置く。

2　サイバー事案防止対策室においては、令第四十五条第二号に掲げる事務及び同条第六号に掲げる事務のうちサイバー事案の防止対策に関する事務をつかさどる。

3　サイバー事案防止対策室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、サイバー事案防止対策室の事務を掌理する。

（国際サイバー捜査指導官）

第四十九条　サイバー警察局サイバー捜査課に、国際サイバー捜査指導官一人を置く。

2　国際サイバー捜査指導官は、命を受け、令第四十六条第一号に掲げる事務のうち外国の警察行政機関と共同して行う必要のある犯罪の捜査に関する事務及び同条第二号に掲げる事務をつかさどる。

（高度情報技術解析センター）

第五十条　［略］

第七款　警察庁顧問

（警察庁顧問）

第五十一条　［略］

第二節　附属機関

第一款　警察大学校

第五十二条～第五十五条　［略］

（教務部の分課）

第五十六条　教務部に、次の三課及び総務調整官一人を置く。

庶務課

会計課

教務課

第五十七条～第五十九条　［略］

（特殊詐欺対策室）

第三十五条　刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課に、特殊詐欺対策室を置く。

2　特殊詐欺対策室においては、令第二十九条第一号及び第五号に掲げる事務のうち特殊な捜査手法が必要となる詐欺及び電子計算機使用詐欺並びにこれに関連して行われる犯罪の捜査に関する事務をつかさどる。

3　特殊詐欺対策室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、特殊詐欺対策室の事務を掌理する。

第四款　交通局

第三十六条～第四十条　［同上］

［三条ずつ繰り上げる。］

第五款　警備局

第四十一条～第四十九条　［同上］

［三条ずつ繰り上げる。］

第六款　サイバー警察局

［条を加える。］

（国際サイバー捜査調整官）

第五十条　サイバー警察局サイバー捜査課に、国際サイバー捜査調整官一人を置く。

2　国際サイバー捜査調整官は、命を受け、令第四十六条第二号に掲げる事務をつかさどる。

［条を加える。］

（高度情報技術解析センター）

第五十一条　［同上］

第七款　警察庁顧問

（警察庁顧問）

第五十二条　［同上］

第二節　附属機関

第一款　警察大学校

第五十三条～第五十六条　［同上］

［一条ずつ繰り上げる。］

（教務部の分課）

第五十七条　教務部に、次の三課を置く。

庶務課

会計課

教務課

第五十八条～第六十条　［同上］

［一条ずつ繰り上げる。］